

## 長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画

平成 11 年長野県告示第 500 号  
 平成 11 年 9 月 2 日  
 一部改正 平成 16 年 6 月 10 日  
 一部改正 平成 18 年 9 月 19 日  
 一部改正 平成 20 年 1 月 10 日

### はじめに

感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症の出現が目立っている。その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の基本として求められている。

このような状況の変化に対応するため、旧伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。

このため、国は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）を制定し、法に基づき「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定した。

長野県（以下「県」という。）においては、基本指針を踏まえて、「長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「予防計画」という。）を策定し、感染症の発生予防及び発生時の適切な対応のための総合的な施策の推進を図るものとする。

なお、基本指針は、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更されることとなっており、予防計画についても再検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとする。

## 第 1 感染症の予防の推進の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の構築

感染症が発生してから防疫措置を講ずるだけでなく、感染症発生動向調査体制の整備をはじめとした、予防計画及び国が策定する特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生予防及びまん延防止に重点を置いた事前対応型の行政を構築する。

### 2 県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への公表を積極的に進めつつ、県民個人個人における予防及び感染症の患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。

### 3 人権の尊重

- (1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置が講じられた場合には早期に社会復帰できるよう努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分に留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、県民の健康を守るための迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況の把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、県等（県及び県内の保健所を設置する市をいう。以下同じ。）は、国、市町村及び医師会等医療関係団体等と連携して体制を整備するとともに、予防計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制を構築する。

### 5 県等、保健所及び環境保全研究所の果たすべき役割

- (1) 県等は、国、市町村及び医師会等医療関係団体等と相互に連携し、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の育成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制や社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。この場合、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。
- (2) 保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、また、環境保全研究所は感染症の技術的かつ専門的な機関として、それぞれの役割を十分に果たすよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進める。
- (3) 県等は、複数の都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物質の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。また、このような場合に備え、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議するよう努める。

### 6 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防及びまん延防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

### 7 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に迅速に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければな

らない。

- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者又は管理者は、施設における感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 8 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 動物等取扱業者は、県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2 感染症の発生予防のための施策

### 1 感染症発生動向調査体制の構築

- (1) 感染症に関する情報を収集及び分析し、県民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表する感染症発生動向調査は、感染症の予防のための施策の推進に当たり、基本的な事項であるため、県等は、特に現場の医師等に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。
- (2) 県等は、医師等が感染症の患者等を診断した時の届出の義務について、適切に行われるよう医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえながら、感染症発生動向調査の実施方法について必要に応じて検討を行う。また、知事は、法第 14 条の規定により県内の医療機関のうち定期的に患者発生数の届出を行う医療機関を指定する。なお、指定に当たっては、医師会等の協力を得て、感染症の発生の状況及び動向を的確に把握するために必要な医療機関数の確保に努める。
- (3) 法第 13 条の規定による届出を受けた知事等（長野県知事及び県内の保健所を設置する市長をいう。以下同じ。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第 3 の 2 に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。また、この場合においては保健所、環境保全研究所、家畜保健衛生所等が相互に連携して対応する。
- (4) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第 14 条に規定する指定届出機関からの届出について適切に行われるよう周知を行う。
- (5) 感染症の病原体を迅速かつ正確に特定することは、患者等への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義を有している。このため、環境保全研究所を中心として、病原体に関する情報を統一的に収集及び分析し、その結果を公表する体制を構築する。  
また、環境保全研究所は必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の収集

及び分析を行う。

- (6) 海外の感染症情報については、検疫所及び国立感染症研究所等と連携して積極的に情報収集を進め、県民や医師等医療関係者に情報を提供する。

## 2 結核に係る定期の健康診断

- (1) 高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要であるとの認識の下、健康診断の受診率の向上を目指す。
- (2) 学校、社会福祉施設等その他従事者に対する健康診断が義務付けられている施設のみならず、学習塾、幼稚園、保育所等の集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者に対しても、有症状時の早期受療の勧奨及び必要に応じた定期の健康診断の実施等の施設内感染対策を講ずるよう県等が周知を行う。また、精神科病院を始めとする病院、老人保健施設等の医学的管理下にある施設に収容されている者に対しても、施設の管理者は必要に応じた健康診断を実施するよう努める。
- (3) 市町村は、定期の健康診断の対象者を定める際には、患者発見率 0.02 パーセントから 0.04 パーセントを基準とするが、人口規模が小さく又は結核患者発生数が少なく、患者発見率がその有効性の参酌基準として妥当性が低い場合等は、地域における結核り患率等に応じて、定期の健康診断の対象者を定める。また、医療を受けていないじん肺患者等に対しては、結核発症の危険性に関する普及啓発とともに、健康診断の受診の勧奨に努める。
- (4) 結核の高まん延地域を管轄する市町村は、その実情に即して当該地域において結核の発症率が高い住民層（住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等）に対する定期の健康診断その他の結核対策を総合的に講ずるよう努める。
- (5) 外国人の結核患者の発生が多い地域における結核対策については、外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組、市町村が特に必要と認める場合には、外国人に対する定期の健康診断の体制への配慮、外国籍県民に対しては、一般の保健施策が提供されにくい場合、関係機関の協力のもと保健所は結核予防対策の提供に努めるものとする。なお、これらの対策を行う際には人権の保護に十分配慮しなければならない。
- (6) 健康診断の手法として、寝たきりや胸郭の変形等の事情によって胸部エックス線検査による診断が困難な場合、過去の結核病巣の存在により現時点での結核の活動性評価が困難な場合等においては、積極的に喀痰（特に塗抹検査陽性の有無の精査）を活用するよう努める。

## 3 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

### (1) 食品保健対策との連携

飲食に起因する食品媒介感染症の発生予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となり、連携して対策に当たる。

### (2) 環境衛生対策との連携

ア 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防のため、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を解する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境対策部門が連携を図り対策に当たる。

イ 日常の感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、地域の実情に応じて、市町村が各々の判断で適切に実施する。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

#### 4 予防接種

予防接種は、感染症の予防対策の中で重要なものであり、ワクチンの有効性及び安全性を十分に確認しながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、県民の理解を得つつ、適切に推進する。

また、市町村は医師会等と十分な連携を図り、個別接種の推進を図るとともに、対象者が安心して接種が受けられるよう体制を整備する。

さらに、県及び市町村は、予防接種を受けられる場所、機関等についての情報を県民に積極的に提供する。

#### 5 市町村及び医師会等医療関係団体等との連携

県等は、市町村及び医師会等医療関係団体等と、感染症発生動向調査をはじめとする感染症に関する情報交換を行うことにより、感染症の発生の動向を早期かつ的確に把握し、発生予防に努める。

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策

#### 1 対人措置及び対物措置を講ずる際の留意点

(1) 知事等は、対人措置を講ずるに当たって、患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条第 6 項の規定による意見の陳述の機会の付与を厳正に行う。

(2) 知事等が行う健康診断の勧告等は、病原体の感染経路及びその他の事情を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。

また、健康診断の勧告等以外にも知事等が情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

(3) 就業制限は、その対象者の自覚に基づいて自発的に行われることが基本であり、県等は、対象者及び関係者に対し制限の必要性について十分な説明を行う。

(4) 入院の勧告等による入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。県等は、医療機関と連携し、入院後も法第 24 条の 2 の規定による処遇についての知事等に対する苦情の申出や、必要に応じて説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減が図られるよう努める。

知事等が、入院の勧告を行う際には、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事など、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。また、入院

勧告等を実施した場合は、県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状等について、患者ごとに記録票を作成する。

- (5) 入院勧告等により入院している患者等から退院請求があった場合は、知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。
- (6) 患者等に対する行動制限を伴う措置は、必要最小限のものとし、知事等は、措置を講ずるに当たって、患者等の人権に十分尊重する。
- (7) 感染症診査協議会を保健所に設置し、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断をするとともに、患者等への医療及び人権の尊重についても審議する。
- (8) 消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事等及び知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。また、これらの措置は、必要最小限のものとする。

## 2 積極的疫学調査

一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生、又は発生した疑いがある場合、五類感染症の発生の状況に異常が認められる場合、国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他、知事等が必要と認める場合に的確に判断して積極的疫学調査を行う。調査の実施に当たっては、保健所、環境保全研究所、家畜保健衛生所等と密接な連携を図り、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

## 3 新感染症の発生時の対応

新感染症は、感染力やり患した場合の重篤性が極めて高く、病原体が不明であるという特徴を有するものであり、県等は、新感染症の疑いのある患者等を診断した医師等から届出を受けた場合は、速やかに国に通報し、入院、医療の提供その他の対応について技術的援助及び助言を受ける。

## 4 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

### (1) 食品保健対策との連携

ア 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、感染症対策部門は患者に関する情報を収集するとともに、食品保健部門と連携して病原体の検査等を行う。

イ 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門は一次感染を予防するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門は、必要に応じ、消毒等を行う。

ウ 二次感染による感染症のまん延防止については、感染症対策部門が感染症に関する情報の公表のほか必要な措置を講じ、その防止に当たる。

### (2) 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延防止については、感染症対策部門と環境衛生部門は、相互に連携を図り対策に当たる。

## 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保

### 1 感染症指定医療機関における患者に対する医療提供

#### (1) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置を講じた上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する。また、通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずるとともに、患者や家族がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ十分な説明及びカウンセリング(相談)を行う。

#### (2) 結核指定医療機関

患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。

### 2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定

#### (1) 第一種感染症指定医療機関

知事は、主として、一類感染症の患者の入院を担当し、併せて二類感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有し、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て、県内に1か所指定する。病床は2床とする。

#### (2) 第二種感染症指定医療機関

知事は、二類感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有し、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て、第2次保健医療圏ごとに原則として1か所指定する。

なお、指定病床数は、当該第2次保健医療圏の人口規模に応じ、国が定める基準により、佐久医療圏4床、上小医療圏4床、諏訪医療圏4床、上伊那医療圏4床、飯伊医療圏4床、木曾医療圏4床、松本医療圏6床、大北医療圏4床、長野医療圏6床、北信医療圏4床とする。

#### (3) 結核指定医療機関

知事は、結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、病院等のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て指定する。

#### (4) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、県等、他の感染症指定医療機関及び国立国際医療センター等と連携を図り業務に当たる。

### 3 感染症の患者の移送のための体制

#### (1) 一類感染症及び新感染症の患者等の移送は、国の協力を得て、県が迅速かつ適切に行う。

- (2) 二類感染症の患者が発生し、知事等が入院の勧告等を行ったときは、保健所長が当該患者を第二種感染症指定医療機関に移送する。  
なお、患者の移送に当たっては、医師と相談の上、迅速かつ適切に行う。
- (3) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時の患者の移送は、民間事業者等の理解と協力を得て、感染症の情報を提供しつつ、まん延防止に考慮して行う。
- (4) 消防機関が移送した傷病者が、届出を必要とする感染症患者等であった場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切な情報等を提供する。

#### 4 感染症指定医療機関以外における医療体制の整備

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者が入院することがあるため、必要な対応についてあらかじめ検討する。

#### 5 医薬品の備蓄

新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄を行う。

#### 6 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 感染症患者等が最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多い。また、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者においては、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。
- (2) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合は、県は外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立し、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。
- (3) 一般の医療機関においても、県等が公表した感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内におけるまん延防止のための必要な措置を講ずる。

#### 7 医師会等医療機関団体等との連携

感染症の患者等に対して良質かつ適切な医療の提供が行われることが重要であるため、県等は医師会等医療関係団体等と緊密な連携を図る。

### 第5 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに感染症の病原体等の検査体制の整備

#### 1 保健所及び環境保全研究所の役割

- (1) 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、県等は、県内の感染症の発生状況及び病原体等に関する情報等を的確に把握し、積極的に調査及び研究並びに病原体等の検査を推進する。
- (2) 保健所は、環境保全研究所と連携を図り、地域の感染症の発生状況に即した疫学的調査及び病原体等に関する調査を行い、地域における感染症対策の中核的機関として、総合的な感



感染症の情報発信拠点としての役割を果たす。また、自らの検査能力の範囲において迅速かつ的確な検査を実施するとともに、試験検査機能の充実に努める。

- (3) 環境保全研究所は、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携を図り、感染症及び病原体等に関する調査、研究、検査及び感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析等の業務を行い、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関としての役割を果たす。また、感染症の病原体等に関する検査について、その有する検査能力に応じて迅速かつ的確に実施し、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、保健所をはじめとする地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供並びに技術的指導を行う。

## 2 関係各機関及び関係団体との連携

県等は、感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに病原体等の検査に当たっては、国の研究機関をはじめ、医師会等医療関係団体等や民間検査機関等と連携を図りながら進める。

## 第6 感染症の予防に関する人材の育成

- 1 現在、新興感染症、再興感染症などの多様な感染症対策に対応できる人材が求められている。県及び市町村は、感染症に関する幅広い知識や研究成果を県民や医療現場に普及させる役割を担うことができる人材の育成及び資質の向上並びに確保を行う。
- 2 県等及び感染症指定医療機関をはじめとした医療機関は、感染症に関する学会、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会に、職員等を積極的に派遣する。また、感染症に関する知識を習得した者の活用を図る。
- 3 県等は、医師会等の協力を得て、保健所の職員及び感染症指定医療機関をはじめとした医療機関の医師等を対象とした研修会を開催する。
- 4 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

## 第7 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

### 1 感染症に関する啓発及び知識の普及

- (1) 県及び市町村は、予防についての正しい知識の定着と患者等への差別や偏見の排除のため、キャンペーンや各種研修会の実施、相談窓口の開設、パンフレットの配布等、必要な施策を講ずる。
- (2) 県等は、市町村及び医師会等医療関係団体等と緊密な連携を図り、感染症に関し、常に最新かつ正しい情報を共有することにより、啓発及び知識の普及に当たる。

### 2 個人の情報の流出防止の方策

県及び市町村は、患者に関する個人の情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員等に対し、研修等を通じて個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行うなどその徹底を図る。

### 3 患者等のプライバシーの保護

- (1) 患者等のプライバシーを保護するため、知事等は、医師が保健所長へ患者等に関する届出を行った場合には、原則として患者等へ当該届出の事実を通知するものとする。
- (2) 県等は、感染症予防とまん延防止のための県民や関係機関への情報提供に当たり、患者等の個人の情報については必要最小限のものとし、患者等のプライバシーの保護に努める。

## 第8 緊急時における施策

### 1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合は、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。なお、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうについては、別に定める行動計画等によるものとする。
- (2) 県等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を予防するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

### 2 緊急時における国との連絡体制

- (1) 知事等は、国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合は、国との緊密な連携を図る。
- (2) 緊急時においては、県等は患者の発生状況(患者と疑われる者に関する情報を含む。)等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。

### 3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制

- (1) 関係地方公共団体は緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員等の派遣を行う。
- (2) 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示するほか、市町村間の連絡調整を行うなどの指導的役割を果たす。
- (3) 県等は、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する都道府県等で構成する対策連絡協議会を設置するなどの連絡体制の強化に努める。

## 第9 その他感染症の予防の推進

### 1 後天性免疫不全症候群対策

後天性免疫不全症候群（HIV／エイズ）については、「長野県エイズ対策促進事業実施要領」及び「長野県HIV／エイズ対策重点事業計画」等に基づき、正しい知識の普及啓発、保健所等における検査及び相談体制の充実、医療提供体制の整備などの対策の推進を図る。

## 2 施設内感染の防止

県等は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し、又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、これらの施設の開設者又は管理者にあつては、施設内感染の防止に関する職員の意識の高揚を図るための研修等必要な措置を講ずるとともに、普段から施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるように努める。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に講じたこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設等に提供することによりその共有化を図るよう努める。

また、県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等医療関係団体等の協力を得て、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及する。

## 3 災害防疫

災害発生時の感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件の下に行われるものであるため、知事及び市町村長は、「長野県地域防災計画」に基づき迅速かつ的確に措置を講じ、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。その際、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

## 4 動物由来感染症対策

- (1) 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに講じられるよう、獣医師に対し、感染症の届出の義務について周知するとともに、獣医師会等関係団体との連携を図り、県民へ情報を提供する。
- (2) ペット等の動物を飼育する者は、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。
- (3) 県等は、積極的疫学調査の一環として動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況について、広く情報を収集するため、保健所、環境保全研究所、家畜保健衛生所等と連携を図りながら調査に必要な体制を構築する。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延防止の対策は、媒介動物対策や動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門は、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携を図りながら対策を講じる。

## 5 外国人に対する適用

法は、国内に居住し、又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口感染症対策の外国語パンフレットを備えるなどの取組をする。

